

平成27年8月6日

各 位

株式会社 木曾路

## メニュー不正表示事案に対する略式命令について

当社は、昨年8月に発覚しましたメニュー表示と異なる食材を提供していたことについて、大阪簡易裁判所から不正競争防止法違反により略式命令（罰金）を受け、本日納付いたしました。

店舗をご利用頂きましたお客様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫び申し上げるとともに、今般の処分を厳粛に受け止め、コンプライアンスの徹底と再発防止に取り組み信頼回復に努めてまいります。

以 上